

当社原子力発電所の原子力規制検査における  
2020年度第4四半期評価結果および2020年度総合的な評定について

本日、当社原子力発電所の原子力規制検査<sup>※1</sup>における2020年度第4四半期の評価結果および2020年度の総合的な評定<sup>※2</sup>が、原子力規制委員会へ報告されました。  
内容については、以下のとおりです。

<2020年度第4四半期の評価結果>

	女川原子力発電所	東通原子力発電所
指摘事項	なし	なし
件数	—	—

<2020年度の総合的な評定>

	女川原子力発電所	東通原子力発電所
対応区分	第1区分	第1区分

当社といたしましては、引き続き、改善活動の積極的かつ適切な運用に努め、原子力発電所のさらなる安全性向上に向けた取り組みを進めてまいります。

以上

※1 原子力規制検査は、2020年4月より新たに開始された検査制度であり、事業者の保安活動を対象に、発電所に常駐する原子力規制庁の運転検査官が常時検査を行うもの。抽出された気付き事項の中から指摘事項に該当する案件の有無が確認され、指摘事項に該当する案件がある場合には、その重要度および深刻度の評価が行われる。

※2 総合的な評定では、1年に1回、検査指摘事項の重要度の評価および安全実績指標の分類を踏まえて、下表に示すとおり、対応区分が設定される。

区分	総合的な評定の区分				
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
施設の状態	活動目的は満足しており、自律的な改善が見込まれる状態	活動目的は満足しているが、安全活動に軽微な劣化がある状態	活動目的は満足しているが、安全活動に中程度の劣化がある状態	活動目的は満足しているが、安全活動に長期間にわたるまたは重大な劣化がある状態	活動目的を満足していないため、運転が許容されない状態